

議案第 3 号

地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定による損害賠償額の決定 について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 2 項及び羽曳野市下水道事業の設置等に関する条例（平成 29 年羽曳野市条例第 33 号）第 7 条の規定により適用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の額 7,318,533 円

2 損害賠償の相手方

住所

氏名

3 事件の概要

令和 5 年 8 月 24 日午後 1 時頃から午後 5 時頃までの間において、大雨により相手方住宅付近の雨水マンホール及び会所柵から溢水し、相手方住宅が浸水したことにより床、壁、家財等の破損又は汚損の被害が生じたところ、当該溢水が雨水管に消火用バケツ等が詰まり、水流が阻害されたことによるものであることから、当該雨水管の管理者である本市が損害賠償するもの。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 山入端 創